

第4期宮城県障害福祉計画

宮城県保健福祉部

平成27年3月

目 次

第1章	基本的事項	1
1	障害福祉計画策定の根拠及び趣旨	
2	障害福祉計画の位置づけ	
3	障害福祉計画の期間及び見直しの時期	
4	基本理念	
5	策定の目的	
6	東日本大震災からの復興に向けて	
7	障害者総合支援法の全体像	
8	障害のある人の現状	
第2章	区域の設定	12
第3章	平成29年度の成果目標等	13
第4章	障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策	16
第5章	各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数	36
第6章	障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上並びに 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずる措置	37
第7章	地域生活支援事業の実施に関する事項	40
第8章	障害福祉計画の達成状況の分析及び評価	44
第9章	各障害保健福祉圏域の計画	
	仙南地域障害保健福祉圏域	45
	仙台地域障害保健福祉圏域	48
	大崎地域障害保健福祉圏域	51
	栗原地域障害保健福祉圏域	54
	登米地域障害保健福祉圏域	57
	石巻地域障害保健福祉圏域	60
	気仙沼地域障害保健福祉圏域	63

第1章 基本的事項

1 障害福祉計画策定の根拠及び趣旨

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が公布され、平成18年4月に施行されました。

（障害者自立支援法は、平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されています。）

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条の規定に基づき、国の基本的な指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

2 障害福祉計画の位置づけ

本県では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づいて、平成23年3月に新たな「みやぎ障害者プラン」（計画期間：平成23年度～平成29年度）を策定しました。今回策定した第4期宮城県障害福祉計画は、みやぎ障害者プランの障害福祉サービスの確保等に関する実施計画となるものです。

3 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

今回策定した第4期障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。ただし、本計画期間中に必要に応じて内容を見直します。

4 基本理念

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。

（3）地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、

障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。

特に、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

5 策定の目的

本計画では、みやぎ障害者プランの推進及び地域生活移行等の数値目標を達成するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量の設定並びに障害福祉サービス等の確保のための方策を策定し、障害福祉サービス等の提供が計画的に図られるようにすることを目的としています。

6 東日本大震災からの復興に向けて

平成27年度から平成29年度までは、「宮城県震災復興計画（平成23年10月策定）」で定めた10年間の道筋のうち、再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」にあたります。東日本大震災では、県内の全域に甚大な被害が及ぼされました。震災から4年が経ち、被災した障害福祉サービス事業所の多くが復旧しましたが、今後も施設整備やサービス提供体制の確保等に対する支援に努めてまいります。

【関連する主な事業】

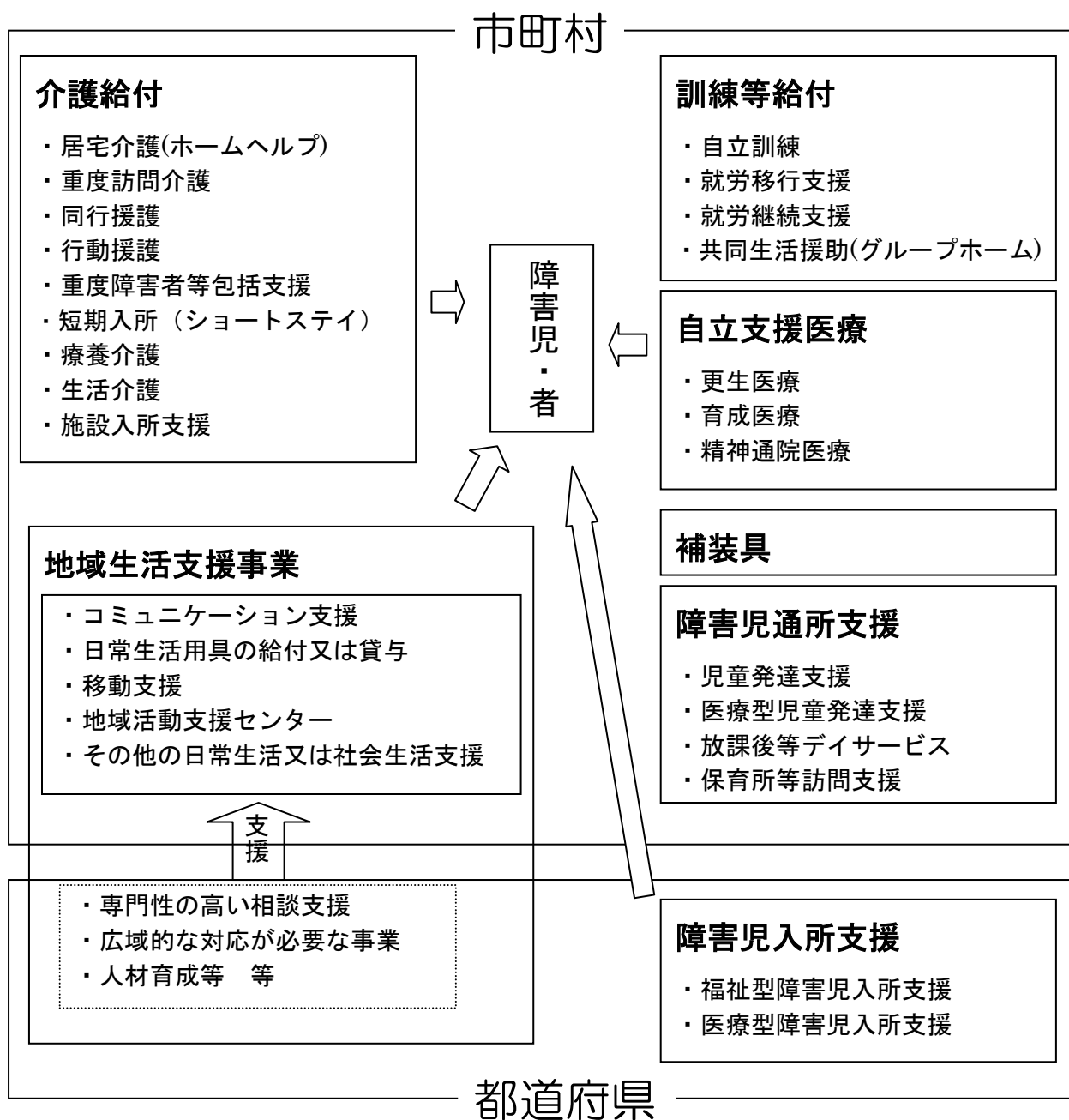
- ・ 障害福祉施設整備復旧事業
- ・ 障害福祉サービス事業所等復旧支援費補助事業
- ・ 復興支援拠点整備事業
- ・ 被災障害者就労支援事業所等復興支援体制づくり事業

7 障害者等を対象にしたサービスの全体像

(1) サービスの全体像

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居宅等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付は、「介護給付」と「訓練等給付」に分けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障害児を対象とするサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化されるとともに、障害児通所支援の支給決定が市町村で行われることとなり、障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能になりました。



(2) 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービスの名称等	内容	
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や食事の介助等を行います。	地域生活支援事業
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の支援を行います。	
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	

(3) 相談支援の体系

サービスの名称等	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等に、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設や矯正施設等を退所する障害者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。

(4) 障害児支援の体系

サービスの名称等	内容	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	障害児通所支援
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための支援などを行います。	
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。	障害児入所支援
医療型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	

8 障害のある人の現状

手帳の交付状況

(1) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者数）

〔障害種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
視覚障害	5,657	5,730	5,623	5,626	5,523	5,431	5,456	5,420
聴覚障害・平衡機能障害	6,047	6,150	6,114	6,196	6,123	6,140	6,237	6,296
音声言語機能障害	1,009	1,026	1,020	1,033	1,014	1,014	1,036	1,025
肢体不自由	41,395	42,242	42,368	42,953	43,250	42,869	43,536	44,076
心臓・呼吸器機能障害	14,818	15,330	15,584	15,980	15,976	15,901	16,114	16,286
腎臓・肝臓機能障害	4,561	4,801	4,951	5,099	5,177	5,287	5,478	5,568
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	2,773	2,948	3,073	3,292	3,301	3,353	3,488	3,600
免疫機能障害	56	66	76	84	93	106	118	138
計	76,316	78,293	78,809	80,263	80,457	80,101	81,463	82,409

〔等級別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1級	23,750	24,630	24,952	25,378	25,650	25,689	26,093	26,308
2級	13,675	13,893	13,774	13,703	13,636	13,197	13,268	13,257
3級	13,514	13,698	13,692	14,006	13,886	13,684	13,868	14,024
4級	15,045	15,642	16,076	16,763	16,923	17,098	17,640	18,172
5級	5,664	5,762	5,712	5,807	5,833	5,907	5,999	6,060
6級	4,668	4,668	4,603	4,606	4,529	4,526	4,595	4,588
計	76,316	78,293	78,809	80,263	80,457	80,101	81,463	82,409

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
仙南圏域	6,588	6,858	7,014	7,092	7,058	6,891	6,996	6,983
仙台圏域	41,719	43,129	43,575	44,696	45,349	45,615	46,765	47,597
大崎圏域	8,462	8,554	8,618	8,751	8,733	8,660	8,780	8,855
栗原圏域	4,106	4,150	3,938	4,001	3,993	3,970	4,026	4,011
登米圏域	4,145	4,063	3,975	3,845	3,787	3,780	3,728	3,695
石巻圏域	7,712	7,938	8,071	8,249	8,005	7,736	7,784	7,957
気仙沼圏域	3,584	3,601	3,618	3,629	3,532	3,449	3,384	3,311
計	76,316	78,293	78,809	80,263	80,457	80,101	81,463	82,409

(2) 知的障害のある人（療育手帳所持者数）

〔種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
療育A(児童)	1,337	1,378	1,416	1,408	1,418	1,400	1,389	1,402
療育A(者)	5,238	5,337	5,416	5,523	5,648	5,747	5,872	5,944
療育B(児童)	2,181	2,346	2,532	2,710	2,795	2,943	3,108	3,223
療育B(者)	4,980	5,221	5,478	5,741	6,027	6,309	6,645	6,962
計	13,736	14,282	14,842	15,382	15,888	16,399	17,014	17,531

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
仙南圏域	1,448	1,494	1,534	1,597	1,638	1,678	1,699	1,734
仙台圏域	7,570	7,936	8,314	8,670	9,022	9,408	9,847	10,240
大崎圏域	1,456	1,496	1,547	1,596	1,630	1,679	1,735	1,785
栗原圏域	598	613	628	636	651	655	665	691
登米圏域	654	677	701	714	732	743	769	785
石巻圏域	1,385	1,416	1,460	1,486	1,518	1,539	1,577	1,566
気仙沼圏域	625	650	658	683	697	697	722	730
計	13,736	14,282	14,842	15,382	15,888	16,399	17,014	17,531

(3) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

〔種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1級	2,161	2,268	2,424	2,522	2,508	2,166	2,299	2,795
2級	4,252	4,709	5,195	5,452	5,881	6,260	6,749	7,454
3級	1,835	2,003	2,045	2,249	2,416	2,341	2,475	3,105
計	8,248	8,980	9,664	10,223	10,805	10,767	11,523	13,354

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
仙南圏域	610	625	638	691	720	747	789	850
仙台圏域	5,535	6,192	6,746	7,168	7,607	7,479	8,116	9,661
大崎圏域	630	655	682	704	747	806	850	939
栗原圏域	293	298	329	355	361	353	354	376
登米圏域	286	307	317	306	333	387	396	426
石巻圏域	598	602	639	682	700	671	693	766
気仙沼圏域	296	301	313	317	337	324	325	336
計	8,248	8,980	9,664	10,223	10,805	10,767	11,523	13,354

<参考> 自立支援医療（精神通院医療）の認定状況

（各年度末，単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
認定件数	21,490	20,445	21,456	23,015	24,463	25,027	27,583	29,073

(4) 圏域別の手帳所持者数

[圏域別・3 障害計]

(各年度末, 単位:人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
仙南圏域	8,646	8,977	9,186	9,380	9,414	9,316	9,484	9,567
仙台圏域	54,824	57,257	58,635	60,534	61,978	62,502	64,728	67,498
大崎圏域	10,548	10,705	10,847	11,051	11,110	11,145	11,365	11,579
栗原圏域	4,997	5,061	4,895	4,992	5,005	4,978	5,045	5,078
登米圏域	5,085	5,047	4,993	4,865	4,852	4,910	4,893	4,906
石巻圏域	9,695	9,956	10,170	10,417	10,223	9,946	10,054	10,289
気仙沼圏域	4,505	4,552	4,589	4,629	4,566	4,470	4,431	4,377
計	98,300	101,555	103,315	105,868	107,150	107,267	110,000	113,294

(5) 特定疾病受給者証所持者数

(単位:人)

	平成26年3月末現在
仙南圏域	1,332
仙台圏域	10,692
大崎圏域	1,303
栗原圏域	619
登米圏域	653
石巻圏域	1,343
気仙沼圏域	600
計	16,542

(6) 特別支援学校幼児児童生徒数・学級数

[圏域・障害種別]

(平成26年5月1日現在 単位:人)

圏域	障害種別	幼稚部		小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
		幼児	学級	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	幼児生	学級
仙南圏域	知的	-	-	26	11	25	9	63	11	-	-	114	31
	肢・不	-	-	15	5	14	6	37	14	-	-	66	25
仙台圏域	視覚	-	-	8	4	2	1	24	9	21	6	55	20
	聴覚	14	4	29	9	22	6	18	10	4	3	87	32
	知的	-	-	381	111	266	67	801	135	27	2	1,475	315
	肢・不	-	-	26	9	11	4	-	-	-	-	37	13
	病弱	-	-	18	9	14	9	17	7	-	-	49	25
大崎圏域	聴覚	9	4	5	4	-	-	-	-	-	-	14	8
	知的	-	-	55	15	40	9	152	23	-	-	247	47
栗原圏域	知的	-	-	15	6	12	4	39	9	-	-	66	19
登米圏域	知的	-	-	23	8	25	7	50	9	-	-	98	24
石巻圏域	知的	-	-	36	10	46	12	85	15	-	-	167	37
気仙沼圏域	知的	-	-	18	9	19	7	46	11	-	-	83	27
計		23	8	655	210	496	141	1,332	253	52	11	2,558	623

※特別支援学校について、所在市町村の圏域別にまとめたもの。

(7) 特別支援学級別児童生徒数・学級数

[圏域別・小学校]

(平成26年5月1日現在 単位:人)

圏域	知的障害		肢体不自由		病弱虚弱		弱視		難聴		自閉症・情緒障害		合計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
仙南圏域	68	33	11	8	7	6	2	2	5	3	49	28	142	80
仙台圏域	463	163	65	50	35	27	16	16	19	11	581	169	1,179	436
大崎圏域	86	33	7	7	9	8	3	3	5	5	64	34	174	90
栗原圏域	22	11	2	2	4	4	0	0	2	2	30	10	60	29
登米圏域	38	17	6	5	5	4	1	1	3	3	29	17	82	47
石巻圏域	73	37	9	8	12	9	2	2	6	5	69	31	171	92
気仙沼圏域	24	14	2	2	2	2	0	0	1	1	24	17	53	36
計	774	308	102	82	74	60	24	24	41	30	846	306	1,861	810

[圏域別・中学校]

(平成26年5月1日現在 単位:人)

圏域	知的障害		肢体不自由		病弱虚弱		弱視		難聴		自閉症・情緒障害		合計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
仙南圏域	50	13	5	4	2	2	1	1	2	2	12	9	72	31
仙台圏域	256	90	23	20	28	18	2	2	2	2	291	96	602	228
大崎圏域	46	16	3	3	2	2	2	2	2	2	29	17	84	42
栗原圏域	30	7	0	0	0	0	0	0	1	1	7	5	38	13
登米圏域	25	8	2	2	1	1	0	0	1	1	12	8	41	20
石巻圏域	41	18	1	1	1	1	0	0	0	0	22	13	65	33
気仙沼圏域	18	10	2	2	0	0	0	0	0	0	11	9	31	21
計	466	162	36	32	34	24	5	5	8	8	384	157	933	388

[圏域別・小中学校合計]

(平成26年5月1日現在 単位:人)

圏域	知的障害		肢体不自由		病弱虚弱		弱視		難聴		自閉症・情緒障害		合計	
	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級
仙南圏域	118	46	16	12	9	8	3	3	7	5	61	37	214	111
仙台圏域	719	253	88	70	63	45	18	18	21	13	872	265	1,781	664
大崎圏域	132	49	10	10	11	10	5	5	7	7	93	51	258	132
栗原圏域	52	18	2	2	4	4	0	0	3	3	37	15	98	42
登米圏域	63	25	8	7	6	5	1	1	4	4	41	25	123	67
石巻圏域	114	55	10	9	13	10	2	2	6	5	91	44	236	125
気仙沼圏域	42	24	4	4	2	2	0	0	1	1	35	26	84	57
計	1,240	470	138	114	108	84	29	29	49	38	1,230	463	2,794	1,198

第2章 区域の設定

本計画の数値目標等の設定に当たっては、みやぎ障害者プランで設定している障害保健福祉圏域を数値目標等設定の基本とし、次に掲げる7つの区域を設定しています。

1 仙南地域障害保健福祉圏域

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町

2 仙台地域障害保健福祉圏域

仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村

3 大崎地域障害保健福祉圏域

大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町

4 栗原地域障害保健福祉圏域

栗原市

5 登米地域障害保健福祉圏域

登米市

6 石巻地域障害保健福祉圏域

石巻市，東松島市，女川町

7 気仙沼地域障害保健福祉圏域

気仙沼市，南三陸町

第3章 平成29年度の成果目標等

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進するため、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者（※1）の地域生活への移行（※2）目標を設定します。

国の基本指針においては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する（平成26年度末において、平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。

平成25年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者数（2,225人）の約19%にあたる433人が地域生活へ移行しましたが、第3期計画の目標（平成26年度末までに668人の地域生活移行）の達成は、困難な状況です。今後、重度の障害のある方や高齢化に対応した地域の支援環境の整備を進めることにより、引き続き地域生活移行を推進していきますが、地域の支援環境の整備には時間を要することが想定されることから、平成25年度末時点の施設入所者の約11%に当たる210人を地域生活移行者数の目標とすることとしました。

なお、本県においては施設入所者の地域生活移行を積極的に進めてきましたが、現在施設に入居されている方は、現在の社会資源では地域での生活が難しい方が多く、地域においては、多数の方が入所待機となっている現状があること、また、高齢化が進む一方で特別養護老人ホーム等介護保険適用の施設も入所待機者が多数となっています。今後、重度の障害のある方の生活の現状や高齢化の現状について調査し、入所待機となっている方々が地域で生活するための支援環境の整備を推進しつつ、入所施設の役割についても改めて検討する必要があることから、第4期障害福祉計画においては、施設入所者の削減については、数値目標を設定しないこととしました。

<基準値>

項目	数値	説明
施設入所者数	1,888人	平成25年度末時点の施設入所者（※1）数

<数値目標>

項目	数値	説明
地域生活移行者数	210人 (11%)	平成26年度～平成29年度末の地域生活移行者（※2）数

※1 施設入所者

施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。

※2 地域生活への移行

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、国の基本指針で示された目標値に基づき、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率（※1）及び入院後1年時点の退院率（※2）並びに入院期間が1年以上である長期在院者数に関する目標値を設定します。

国の基本指針においては、入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とするとされています。

<数値目標>

項目	数値	説明
入院後3か月時点の退院率	64%	平成29年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率
入院後1年時点の退院率	91%	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率
入院期間1年以上の長期在院者数	2,846人 (18%減)	平成24年6月30日の調査時点(3,471人)から18%相当分減少させた平成29年6月30日時点の長期在院者数

※1 入院後3か月時点の退院率

ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合をいいます。

※2 入院後1年時点の退院率

ある月に入院した者のうち当該月を含む12月目の月末までに退院した者の割合をいいます。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、障害者等が地域生活を継続していくための環境整備の一環として、市町村や障害者等の親の会、障害者支援施設やグループホームを運営する法人の関心が高まっています。

その具体的な整備方法等については、ほとんどの市町村が整備方針を検討中ですが、身近な地域に隙間が無い形で整備されることが望ましいことから、市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら整備を推進することとし、第4期計画の整備目標は、各障害保健福祉圏域に1か所以上とします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針では、就労支援において、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、県は都道府県労働局と連携して以下の数値目標を設定することとされています。

このため、数値目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で現状を考慮し、以下の通り設定します。

<基準値>

項目	数値	説明
年間一般就労移行者数 (平成24年度)	206人	平成24年度において福祉施設(※)を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数 (平成25年度)	665人	平成25年度末における就労移行支援事業利用者数

<数値目標>

項目	数値	説明
年間一般就労移行者数 (平成29年度)	325人 (約1.6倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (平成24年度の約1.6倍とする。)
就労移行支援事業の利用者数 (平成29年度)	893人 (約35% 増加)	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数 (平成25年度末の約35%増とする。)
就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	平成29年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合

※ 福祉施設

福祉施設とは、次のサービスを提供する事業所をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策

前章で設定した成果目標を達成するため、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）及び平成29年度における福祉施設から一般就労への移行等を推進する事業の対象者数等の見込量（以下「一般就労支援見込量」という。）を設定しました。

サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村が障害福祉計画に設定するサービス見込量を基本として、障害保健福祉圏域ごとのサービス見込量を設定し、障害保健福祉圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。

また、サービス見込量の確保のための方策及び前章で設定した地域生活支援拠点等の整備の方策について決めました。

なお、サービス見込量及び一般就労支援見込量を、成果目標の達成のために必要な「活動指標」とし、成果目標の達成状況の分析及び評価は、活動指標ごとの実績を把握の上、行います。その際には、障害者団体等の意見を聴くなどして、地域の実情及び利用者ニーズの把握に努めるとともに、障害者等が地域で自立した生活を送ることができるよう、人材の養成・確保等により障害福祉サービス等を充実させ、障害者の生活基盤整備に努めます。

1 総括表

(1) サービス見込量

(1月当たりの見込量)

訪問系サービス		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	時間分	84,636	89,378	94,368
	実利用者数	人分	3,394	3,709	4,052

日中活動系サービス		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用量	人日分	89,625	92,240	95,117
	実利用者数	人分	4,603	4,728	4,868
自立訓練(機能訓練)	利用量	人日分	645	722	738
	実利用者数	人分	64	69	71
自立訓練(生活訓練)	利用量	人日分	4,839	5,075	5,355
	実利用者数	人分	280	294	310
就労移行支援	利用量	人日分	12,828	14,090	15,155
	実利用者数	人分	760	831	891
就労継続支援(A型)	利用量	人日分	15,459	17,162	18,785
	実利用者数	人分	808	896	978
就労継続支援(B型)	利用量	人日分	66,858	70,431	74,045
	実利用者数	人分	3,725	3,919	4,114
療養介護	実利用者数	人分	371	378	383
短期入所	利用量	人日分	6,000	6,466	6,961
	実利用者数	人分	991	1,074	1,160

居住系サービス		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	実利用者数	人分	2,138	2,320	2,527
施設入所支援	実利用者数	人分	1,861	1,836	1,794

相談支援		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者数	人分	1,714	2,039	2,306
地域相談支援(地域移行支援)	実利用者数	人分	50	63	78
地域相談支援(地域定着支援)	実利用者数	人分	31	50	74

障害児通所支援		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用量	人日分	7,076	7,487	7,724
	実利用者数	人分	707	749	769
放課後等デイサービス	利用量	人日分	21,537	23,488	25,500
	実利用者数	人分	2,296	2,500	2,711
保育所等訪問支援	利用量	人日分	100	127	157
	実利用者数	人分	46	59	72

障害児入所支援		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉型児童入所施設	実利用者数	人分	35	44	52
医療型児童入所施設	実利用者数	人分	69	69	69

障害児相談支援		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	実利用者数	人分	282	324	363

(2) 一般就労支援見込量

項目	数値	説明
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	255人	平成29年度における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	80件	平成29年度における福祉施設(※1)利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができる支援件数の見込み
障害者トライアル雇用事業(※2)の開始者数	25人	平成29年度における障害者トライアル雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数を見込む
職場適応援助者(ジョブコーチ)(※3)による支援	20人	平成29年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数を見込む
障害者就業・生活支援センター事業による支援	75人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、支援対象者数を見込む

※1 福祉施設

福祉施設とは、次のサービスを提供する事業所をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

※2 障害者トライアル雇用事業

障害者雇用の経験がない事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、試行雇用終了後の常用雇用へ

の移行を進めることを目的とする事業

※3 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害者が円滑に職場に適応することができるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に出向いて直接的・専門的支援（指導・助言等）を行うほか、障害者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者雇用に必要な助言や提案を行い、事業所全体の障害者雇用に対する体制の整備を支援することで、障害者の職場定着を図る事業

2 サービスごとの状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援についてのサービス見込量を，以下のとおり設定します。

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	時間分	57,714	59,784	69,698	78,221	76,212	77,819	84,636	89,378	94,368
実利用者数	人分	2,068	2,202	2,342	2,620	2,805	2,970	3,394	3,709	4,052

※ 平成26年度は9月実績（以下同じ。）

【現状等】

訪問系サービスは，障害者が地域で暮らしていく上で，大切なサービスです。これまでの実績をみると，サービス利用者の拡大が進んでいることにより，利用量は増えていくものと見込まれます。

平成29年度までの計画期間内においては，年約9%の割合で増加するものと見込んでいます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	18,604	24,573	45,683	81,479	82,459	84,954	89,625	92,240	95,117
実利用者数	人分	1,063	1,491	2,399	4,192	4,286	4,461	4,603	4,728	4,868

【現状等】

生活介護は，常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。1人1月当たりの利用量は平成18年度で約11日でしたが，平成26年度実績では約19日まで増えています。

今後は，利用者数の増加に加え，1人1月当たりの利用量も約20日に増えるものと見込んでいます。

なお，サービス量の増加だけでなく，医療的ケアに対応可能な生活介護事業所の増加が求められています。

②自立訓練（機能訓練）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	529	418	590	494	432	413	645	722	738
実利用者数	人分	78	60	69	58	47	44	64	69	71

【現状等】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者を対象とし、生活面での自立を目的に訓練を行うもので、効果的・効率的に訓練を行うため、標準利用期間が1年6月間に定められています。

平成26年度（平成26年9月実績）では、1人1月当たりの利用量は、平成23年度から増加していますが、利用者数は減少傾向にあります。

今後は、1人1月当たりの利用量は、約10日まで増加するものと見込んでいます。

③自立訓練（生活訓練）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	2,155	1,772	3,870	4,499	4,005	4,396	4,839	5,075	5,355
実利用者数	人分	131	119	208	260	235	247	280	294	310

【現状等】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者と精神障害者を対象とし、生活面での自立を目的に訓練を行うもので、効果的・効率的に訓練を行うため、標準利用期間が2年間（長期入院又は入所していた者は3年間）に定められています。

第3期の実績をみると、1人1月当たりの利用量は、約17日で推移しています。

今後は、利用者数は増加するものの、1人1月当たりの利用量は、第3期を下回るものと見込んでいます。

④就労移行支援

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	7,282	8,950	10,659	10,954	10,518	9,707	12,828	14,090	15,155
実利用者数	人分	422	599	676	642	667	597	760	831	891

【現状等】

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する障害者を対象に、就労に必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うもので、標準利用期間が2年間に定められています。

平成26年度の利用者数（平成26年9月実績）は597人で、1人1月当たりの利用量は、約16日となっています。

今後は、一般就労への移行者など訓練期間の満了者があるものの、全体としては、利用者数は増加するものと見込んでいます。

⑤就労継続支援（A型）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	3,523	5,390	8,579	10,759	10,518	13,971	15,459	17,162	18,785
実利用者数	人分	168	293	416	549	663	719	808	896	978

【現状等】

就労継続支援（A型）は、一般企業等への就労が困難な障害者を対象に、雇用契約の締結に基づく就労機会の提供等により、必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うものです。

平成26年度の利用者数（平成26年9月実績）は、719人に達しており、1人1月当たりの利用量は、約19日となっています。

今後、利用者は毎年85人程度増えるものと見込んでいます。

⑥就労継続支援（B型）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	23,117	32,126	44,771	53,911	56,801	62,431	66,858	70,431	74,045
実利用者数	人分	1,244	1,969	2,513	3,090	3,241	3,568	3,725	3,919	4,114

【現状等】

就労継続支援（B型）は、一般企業等への就労が困難でかつ雇用契約の締結が困難な障害者に対し、就労機会や生産活動の機会の提供等により、必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うものです。

平成26年度の利用者数（平成26年9月実績）は、3,568人に達しており、1人1月当たりの利用量は、約17日となっています。

今後は、自立訓練や就労移行支援を終えた者など新規利用者も見込まれることから、平成29年度の利用者数は、平成26年度（平成26年9月実績）の利用者の約1.1倍になり、1人1月当たりの利用量は約18日になるものと見込んでいます。

⑦療養介護

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	66	66	73	363	367	350	371	378	383

【現状等】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものです。

医療の必要な方の需要は伸びていますが、事業所の増加が見込めないため、現状維持で推移するものと見込んでいます。

⑧短期入所

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	3,604	3,147	4,550	4,424	5,146	4,710	6,000	6,466	6,961
実利用者数	人分	506	462	633	645	702	820	991	1,074	1,160

【現状等】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

今後については、緊急時の受け入れやレスパイトなど、地域で生活する方を支えるサービスとして需要が増えており、利用は引き続き増加するものと見込んでいます。医療の必要な方の受入が可能な医療型短期入所への需要も増えています。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	1,430	1,514	1,684	1,761	1,868	1,936	2,138	2,320	2,527

【現状等】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

今後も引き続き、福祉施設入所者の地域生活への移行や、精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活への移行などによる利用者ニーズもあることなどから、利用者は、毎年190人程度増えるものと見込んでいます。

②施設入所支援

【現状等】

施設入所支援は、施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

地域生活移行を推進する一方で、地域生活をする障害者の高齢化や支援者の高齢化等により、施設入所への需要も増えており、現時点においては、更なる施設入所者数の削減は困難な状況にあります。

第4期障害福祉計画においては、施設入所者の削減数について、地域の支援環境の整備を推進しつつ入所を必要とする障害者の人数及び入所施設の整備の方向性についても改めて検討することとし、数値目標を設定しないこととしたことから（第3章参照）、施設入所支援の利用者数の見込数についても設定しないこととします。

（４）相談支援

①計画相談支援

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	385	666	1,216	1,714	2,039	2,306

【現状等】

計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者、障害福祉サービスを利用する全ての障害児を対象とし、支給決定又は支給決定の変更前におけるサービス等利用計画（以下、「計画」という。）案の作成、支給決定又は変更後におけるサービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行い、支給決定後には、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）等を行うものです。

平成29年度の利用者数は、約2,300人になるものと見込んでいます。

②地域相談支援（地域移行支援）

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	2	4	3	50	63	78

【現状等】

地域移行支援は、障害者支援施設又は児童福祉施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設（救護施設、更生施設）や矯正施設等（刑事施設、少年院、更生保護施設等）を退所する障害者を対象とし、初期段階（地域移行支援計画の作成、対象者への地域生活移行に向けた訪問相談等）、中期段階（地域生活の社会資源等の見学や障害福祉サービス事業所の体験等への同行支援、自宅やグループホーム等への体験宿泊、関係機関との調整）、終期段階（住居の確保等の支援、生活物品の購入や行政手続き等への同行支援等）と地域生活への移行に向けた段階的な支援を行うものです。

平成29年度の利用者数は、約80人になるものと見込んでいます。

③地域相談支援（地域定着支援）

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	1	0	2	31	50	74

【現状等】

地域定着支援は、居宅において単身、又は家族と同居していても家族等が障害、疾病のため緊急時の支援が見込めない状況の障害者等を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行うものです。

平成29年度の利用者数は、75人程度になるものと見込んでいます。

（5）障害児通所支援

①児童発達支援

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	7,076	7,487	7,724
実利用者数	人分	707	749	769

【現状等】

児童発達支援は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

現在は児童発達支援センター6か所、児童発達支援事業所が40か所となっていますが、地域の中の中核的な療育支援として年々増加が予想されます。平成29年度の利用者数は、約770人になるものと見込んでいます。

②放課後等デイサービス

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	21,537	23,488	25,500
実利用者数	人分	2,296	2,500	2,711

【現状等】

放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象とし、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うものです。

放課後等デイサービスは、利用ニーズの高まりから、事業所数が増加しており、今後もさらに利用率が伸びることが予想されます。平成29年度の利用者数は、約2,700人になるものと見込んでいます。

③保育所等訪問支援

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用量	人日分	100	127	157
実利用者数	人分	46	59	72

【現状等】

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うものです。平成29年度の利用者数は、約70人になるものと見込んでいます。

④医療型児童発達支援

【現状等】

医療型児童発達支援は、肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行うものです。

医療法に規定する診療所の設備を必要とすることもあって県内に事業所がありません。

（６）障害児入所支援

①福祉型児童入所施設

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	35	44	52

【現状等】

県内の福祉型障害児入所施設が2か所、定員計70人うち半数が18歳以上の入所者が占めていることから、利用希望があっても受け入れができず、実利用者数が横ばいに止まっている現状となっています。

第4期計画期間中に18歳以上の入所者の移行先確保に努め、障害児が入所できる枠を増やすことにより、平成30年度以降の利用者は伸びるものと見込んでいます。

②医療型児童入所施設

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	69	69	69

【現状等】

医療型児童入所施設も、県内で4か所のみで、18歳以上の入所者が増え、新たな受け入れが困難な状況となっています。

医療型は、病院でなければならないことから施設を増やすことが困難であり、既存の施設でも小児科医の不足が深刻な状況にあることから、医療分野と連携した医師確保及び障害児の入所枠の確保が急務となっています。

(7) 障害児相談支援

①障害児相談支援

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	人分	282	324	363

【現状等】

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する障害児を対象とし、支給決定又は支給決定の変更前における障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案の作成、支給決定又は変更後におけるサービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行い、支給決定後には、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）等を行うものです。

平成29年度の利用者数は、約360人になるものと見込んでいます。

3 サービスごとの必要な見込量確保のための方策

(1) 基本的事項

①圏域単位でのサービス提供体制の確保

利用者見込みの少ない地域においては、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、より身近な場所でサービスを受けられるよう、自立支援協議会とも連携しながら、地域での必要なサービス提供体制の確保に努めます。

【関連する主な事業】

- ・ 県自立支援協議会運営事業（P 4 2 参照）
- ・ 精神障害者等相談支援体制整備事業（P 4 2 参照）

②事業者の参入の促進等

利用者のニーズが見込まれるサービスについては、各障害福祉サービス事業者に利用者ニーズの情報提供などを行い、定員の拡充や事業への新規参入を促します。また、グループホームなどの施設整備については、立ち上げ時に施設整備等に対する支援を行うことにより、新規開設を促します。

【関連する主な事業】

- ・ 障害者福祉施設整備費補助事業
（障害者グループホーム等整備促進事業）

③必要な人材の養成・確保等

サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保するよう努めます。

【関連する主な事業】

- ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（P 3 7 参照）
- ・ 居宅介護従事者等養成研修（P 3 7 参照）
- ・ 医療的ケア等体制整備推進事業

④計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の体制整備

県障害者自立支援協議会において相談支援専門員の人材育成について協議し、相談支援専門員の養成と質の向上に向けた研修を通じて、相談支援体制の充実に取り組みます。

【関連する主な事業】

- ・ 相談支援従事者研修事業（P 3 7 参照）
- ・ 障害児等療育支援事業（P 4 1 参照）

⑤障害児支援の提供体制の確保

障害児については、教育、保育、その他の関係機関と連携しながら、乳幼児から学校卒業そして就労につなぐ一貫した支援体制の構築を図るとともに、利用者がより身近な場所でサービスが受けられるよう努めます。

【関連する主な事業】

- ・発達障害者支援センター運営事業（P 40参照）
- ・拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業
- ・県立障害者支援施設基本構想策定事業

⑥福祉施設から一般就労への移行支援等の促進

就労支援の関係者で構成する「宮城県障害者雇用支援合同会議」を設置し、情報・課題の共有を図り、障害者の雇用施策を円滑かつ適切に推進します。

【関連する主な事業】

- ・障害者就業・生活支援センター事業（P 40参照）
- ・障害者ビジネスアシスタント事業

(2) 圏域単位の基盤整備計画の策定と推進

国の基本指針においては、必要となる指定障害福祉サービス等に係る基盤整備を着実にを行うために、圏域単位を標準として、平成29年度において障害者等の支援に新たに必要となる指定障害福祉サービス等を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、市町村と都道府県との協働により、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要であるとされています。

このため、圏域単位の整備計画を策定するに当たっては、市町村において、平成29年度までに必要と見込む指定障害福祉サービスの種類と量から、年次ごとに新たに必要と見込む指定障害福祉サービス等を実施する事業所数を設定し、これを基礎として圏域単位の整備計画を策定しました。

(圏域単位の整備計画に係る事業所数)

(単位:事業所数)

サービスの種類	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
生活介護	147	8	4	7	166
仙南	9	1	1	1	12
仙台	79	4	1	5	89
大崎	17	1	0	1	19
栗原	12	0	0	0	12
登米	9	0	1	0	10
石巻	14	1	1	0	16
気仙沼	7	1	0	0	8
自立訓練(機能訓練)	7	2	0	1	10
仙南	0	0	0	0	0
仙台	5	0	0	1	6
大崎	0	1	0	0	1
栗原	1	0	0	0	1
登米	0	0	0	0	0
石巻	1	1	0	0	2
気仙沼	0	0	0	0	0

(単位:事業所数)

サービスの種類	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
自立訓練(生活訓練)	24	1	1	1	27
仙南	1	0	0	0	1
仙台	17	0	0	0	17
大崎	2	0	0	0	2
栗原	0	0	0	0	0
登米	1	0	0	0	1
石巻	3	1	1	1	6
気仙沼	0	0	0	0	0
就労移行支援	69	9	4	5	87
仙南	10	2	1	2	15
仙台	38	4	2	2	46
大崎	8	1	1	0	10
栗原	2	0	0	0	2
登米	5	0	0	0	5
石巻	3	1	0	1	5
気仙沼	3	1	0	0	4
就労継続支援(A型)	42	4	2	6	54
仙南	3	1	1	1	6
仙台	26	1	0	4	31
大崎	7	1	0	0	8
栗原	1	0	0	0	1
登米	2	0	0	0	2
石巻	3	1	0	1	5
気仙沼	0	0	1	0	1
就労継続支援(B型)	154	10	6	9	179
仙南	13	1	1	1	16
仙台	96	3	2	4	105
大崎	16	2	1	2	21
栗原	4	0	0	0	4
登米	8	1	1	1	11
石巻	13	1	0	1	15
気仙沼	4	2	1	0	7

(単位:事業所数, 共同生活援助は住居数, 施設入所支援は施設数)

サービスの種類	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
短期入所	95	8	5	7	115
仙南	8	1	1	1	11
仙台	49	2	1	3	55
大崎	7	1	2	2	12
栗原	6	0	1	0	7
登米	9	0	0	0	9
石巻	10	3	0	1	14
気仙沼	6	1	0	0	7
共同生活援助	476	37	31	35	579
仙南	63	2	1	3	69
仙台	278	26	22	26	352
大崎	34	4	5	2	45
栗原	10	1	1	1	13
登米	34	1	1	1	37
石巻	45	1	1	1	48
気仙沼	12	2	0	1	15
施設入所支援(※)	38	0	1	3	42
仙南	5	0	0	1	6
仙台	20	0	1	2	23
大崎	2	0	0	0	2
栗原	3	0	0	0	3
登米	3	0	0	0	3
石巻	2	0	0	0	2
気仙沼	3	0	0	0	3

※施設入所支援については、施設入所者数削減の成果目標を設定しないこととしましたが、今後、入所を必要とする障害者の人数及び入所施設の整備の方向性について改めて検討することとしているため、参考として県内市町村の障害福祉計画の見込数の合計を掲載しています。

(単位:事業所数)

サービスの種類	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
計画相談支援	104	21	13	15	153
仙南	6	4	1	1	12
仙台	65	13	9	10	97
大崎	16	2	1	2	21
栗原	3	1	1	0	5
登米	3	1	1	1	6
石巻	5	0	0	0	5
気仙沼	6	0	0	1	7
児童発達支援	45	1	0	5	51
仙南	2	0	0	0	2
仙台	34	1	0	4	39
大崎	3	0	0	0	3
栗原	1	0	0	0	1
登米	1	0	0	0	1
石巻	2	0	0	1	3
気仙沼	2	0	0	0	2
放課後等デイサービス	127	19	11	14	171
仙南	2	3	0	0	5
仙台	98	9	8	11	126
大崎	10	2	2	2	16
栗原	1	0	0	0	1
登米	4	0	1	0	5
石巻	6	3	0	1	10
気仙沼	6	2	0	0	8
障害児相談支援	93	14	9	11	127
仙南	4	1	2	1	8
仙台	63	10	5	7	85
大崎	11	1	1	2	15
栗原	2	1	1	1	5
登米	3	1	0	0	4
石巻	5	0	0	0	5
気仙沼	5	0	0	0	5

4 地域生活支援拠点等の整備推進

第3章において、地域生活支援拠点等について、第4期計画の整備目標は、各障害保健福祉圏域に1か所以上としています。

その整備方法等については、国及び県の基本指針に示されている地域生活支援拠点の整備または面的な体制整備、或いは両方を合わせた形の整備が想定され、各地域において、地域生活支援拠点が備えるべき主な機能の確保策を、各地域の社会資源の現状に照らして検討し、整備方法を定めていくこととなります。

県においては、市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら、必要に応じて関係機関の調整を行うとともに、地域生活支援拠点を整備する場合には、障害福祉施設整備に対する国庫補助金配分の優先について考慮することとし、各地域における整備を推進していきます。

<地域生活支援拠点の主な機能>（国及び県の基本指針より）

- ①（自立を希望する者に対する）地域生活への移行、親元からの自立等に係る「相談」機能
- ②グループホームへの入居等の「体験の機会及び場の提供」機能
- ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による「緊急時の受入対応体制の確保」機能
- ④人材の確保・養成・連携等による「専門性の確保」機能
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による「地域の体制づくり」機能

<地域生活支援拠点の整備方法>（国及び県の基本指針より）

- ①地域生活支援拠点の整備：上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）の整備を図る。
- ②面的な体制整備：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を図る。
- ③地域生活支援拠点及び面的な体制の整備：グループホーム又は障害者支援施設を地域生活支援拠点として整備しつつ、当該拠点のみでは対応困難な機能について、地域における複数の機関が分担して担う体制の整備を図る。

第5章 各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数

第3期障害福祉計画においては、指定障害者支援施設の入所定員総数について、平成23年度末に新体系移行が完了したことや今後の施設入所支援に係る利用見込数等を勘案し、平成24年度の入所定員を維持することとしていました。

第4期障害福祉計画においては、施設入所者の削減数について、重度の障害のある方や高齢化に対応した地域の支援環境の整備を推進しながら、入所を必要とする障害者の人数及び入所施設の整備の方向性について改めて検討することとし、数値目標を設定しないこととしたことから（第3章参照）、指定障害者支援施設の必要入所定員総数についても設定しないこととします。

(参考)第3期障害福祉計画における指定障害者支援施設の入所定員総数

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
2,014	人分	2,014	人分	2,014	人分

※平成26年3月末現在の県内の障害者支援施設の定員数：2,003人

第6章 障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上並びに 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、県は指定障害福祉サービス等に係る人材の確保・養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進します。

また、就労継続支援B型事業所においては、工賃向上のための取組を推進します。

1 サービス提供に係る人材の養成

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

このため、県では、指定障害福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上のための研修を計画的に実施します。

（1）相談支援従事者研修の実施

障害者が、地域で自立した生活を送るために欠かせない、地域での相談支援体制を確保するため、相談支援事業に従事する専門員の養成及び資質の向上を図る必要があります。そのため、「初任者研修」の実施により相談支援に従事する専門員の養成と確保に努めながら、「現任研修（※）」等の実施により相談支援従事者のさらなる資質の向上を図ります。

※ 研修修了後5年ごとに受講が義務付けられている研修

（2）居宅介護従事者等養成研修の実施

障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、サービス提供に係る十分な担い手の確保を図る必要があることから、指定事業者による次の研修の実施を推進します。

- ・居宅介護従業者養成研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修
- ・同行援護従業者養成研修
- ・全身性障害者移動介護従業者養成研修
- ・行動援護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修

（3）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等） 研修の実施

障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について、その提供体制とサービスの質を確保するため、サービス管理責任者等研修を実施します。

(4) 障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修の実施

障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

(5) 介護職員等によるたんの吸引等の研修の実施

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行を踏まえ、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

2 サービス提供に係る人材の確保

指定障害福祉サービス等の事業者においては、就職を希望する者が少なく、また、職員の在職期間が短いなど、人材の確保・定着が難しい状況となっています。特に看護師については、医療分野で不足していることもあり、障害福祉分野での看護師確保は非常に困難な状況にあります。

県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保や、介護保険分野における人材の確保及び医療分野における看護師の確保等に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等の事業者における人材の確保に努めます。

3 指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価

指定障害福祉サービス等の事業者等、社会福祉事業の経営者は、常にサービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な障害福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

県では、平成18年3月に宮城県福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、障害児・者施設の評価基準を策定しました。

その後、評価に対する制度の充実を図るため、推進機構を解散し、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を新たに制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。

障害福祉サービスの評価機関として1機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。

4 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)の施行(平成24年10月1日施行)も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしてされています。

県では、これまで、知的障害者の身体拘束ゼロガイドラインとして、現場で困った時の「支援ポイント・手引き」となる「支援者のための人権侵害のない支援への道しるべ(～知的障害児者支援に関わるすべての人に～)」を策定し、宮城県全体の支援者の資質向上を図ってきたほか、宮城県社会福祉協議会では、「身体拘束へと至らない質の高い生活支援へのガイドライン」を策定し、県有施設の身体拘束廃止宣言を行うなど障害者等に対する虐待を防止するための取組を進めてきました。

今後も引き続き、障害者等に対する虐待の防止、早期発見及び権利擁護の推進のため、障害者でんわ相談室（障害者 110 番）を設置、運営するほか、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係団体等との連携協力体制を整備するとともに、障害者権利擁護センターを設置、運営し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。

5 就労継続支援B型事業所における工賃の引き上げに向けた取組

就労継続支援B型事業所で働く障害者が、地域で自立した生活を送るとともに生活の質の向上を図るため、工賃水準を引き上げることが大切です。

そのため、県では平成24年12月に「宮城県工賃向上支援計画」を策定し、事業所の職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきました。

この結果、平均工賃月額は上昇してきていますが、目標額には届いていないこともあり、これまでの取組とその成果や課題を検証したうえで、平成27年度以降の新規計画を策定し、今後も引き続き工賃向上に向けた取組を進めていきます。

【「宮城県工賃向上支援計画」（平成24年12月策定時）の概要】

- 計画期間 平成24年度から平成26年度まで（3年間）
- 対象事業所 就労継続支援B型事業所
- 目標工賃 平成26年度における県目標平均工賃 月額20,000円
- 主な取組
 - ・人材育成及び事業所運営健全化のための研修等の開催
 - ・企業的経営手法及び経営分析制度の導入
 - ・共同受注の促進と組織の支援
 - ・行政機関等からの発注の促進
 - ・市町村及び多様な分野との連携による支援
 - ・PR活動等の展開による支援

○ 一人当たり平均月額工賃実績

（単位：円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本県平均	15,066	17,173	16,989
全国平均	13,586	14,224	14,437

※平成23年度は授産施設を含む。

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としているものです。

1 専門性の高い相談支援事業

障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

(1) 発達障害者支援センター運営事業

平成18年11月から設置運営している宮城県発達障害者支援センターにおいて、自閉症等の発達障害がある障害者等に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談及び支援を総合的に行います。

また、地域のニーズに対応するため、市町村や各圏域の障害児等療育支援事業実施事業所等の関係機関との連携を図りながら、相談支援を実施していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用者数	1,789人	1,343人	1,168人	1,100人	1,100人	1,100人

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者等の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。

各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、引き続き支援を行います。

(3) 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害者に対し、地域での相談支援、専門的な評価とリハビリテーションを実施するとともに、関係者の資質の向上や障害理解のための研修会を開催することで、地域における支援体制を構築することを目的として実施するものです。

身近な地域で医療の確保を図るため、地域に中核となる地域支援拠点病院を整備し、保健福祉事務所や市町村、障害福祉サービス事業所等が連携して、高次脳機能障害者を支援する体制整備に努めます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援 拠点病院	0か所	0か所	1か所	3か所	5か所	6か所

(4) 障害児等療育支援事業

障害児等及びその家族等が身近な地域で相談が受けられるように、各圏域の指定相談支援事業所に、障害児に係る療育相談・指導を担当する相談員を配置し、障害児等が安心して在宅生活を送れる環境を整備します。

現在の相談支援体制の確保を図るとともに、県障害者自立支援協議会の取組や発達障害者支援センターとの連携等を通じて相談支援事業所における対応力や解決力の向上を図り、相談支援の質の向上に努めます。

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、市町村地域生活支援事業において必須事業であるコミュニケーション支援事業の着実な実施が必要です。そのためにも人材が必要であることから、手話表現技術及び基本技術を習得する研修を行います。

手話通訳者・要約筆記者養成研修

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
修了(見込)者数	21 人	26 人	25 人	25 人	25 人	25 人

(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。

盲ろう者通訳・介助員養成研修

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
修了(見込)者数	22 人	13 人	15 人	15 人	15 人	15 人

※平成 26 年度から仙台市と共同実施

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

(1) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行います。

盲ろう者通訳・介助員派遣事業

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
派遣回数	91 回	108 回	120 回	174 回	228 回	282 回
利用時間	418 時間	442 時間	480 時間	593 時間	711 時間	829 時間

※平成 26 年度から仙台市が単独実施。このため平成 25 年度以前は仙台市分を除いた実績を記載

4 広域的な支援事業

地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

(1) 精神障害者等相談支援体制整備事業

市町村から相談支援事業の委託を受ける社会福祉法人等の多くは知的障害者に対する支援を専門としているという背景があり、特に精神障害者に対する相談支援の質の底上げを図る必要があります。このため、相談支援専門員等に対する精神保健等に係る研修や医師、精神保健福祉士等のアドバイザー派遣を行うことにより、全ての障害に対応できる相談支援体制を整備します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
アドバイザー派遣(見込)者数	4 人	5 人	4 人	21 人	21 人	21 人

(2) 県自立支援協議会運営事業

県、市町村地域自立支援協議会、学識経験者等を構成員として平成 19 年 11 月に設立した宮城県障害者自立支援協議会では、障害者等の地域生活支援の中核的な役割を担う市町村自立支援協議会同士の情報交換、情報共有、広域的な調整等を行うほか、市町村地域自立支援協議会と連携・協働し、障害者のよりよい地域生活の実現に向けて、相談支援体制の充実や専門部会の設置等により広域的に共通する課題の解決方策の検討等の取組を推進します。

(3) 精神障害者地域移行支援事業

精神科病院に入院する精神障害者の早期退院を図るとともに、地域における受け皿がない等の理由で入院を余儀なくされている長期入院患者の地域移行を目的として、第6次地域医療計画との整合性を図りながら、精神科病院における入院患者の地域移行支援の取組を推進するほか、相談支援事業所などの地域における支援機関との連携を図るため、県障害者自立支援協議会精神障害部会及び圏域ごとの地域支援体制整備のための会議や研修会を開催します。

5 上記のほか実施する県の任意事業

上記1～4以外の事業で県が実施する事業は、次のとおりです。

(1) 知的障害者居宅介護職員初任者研修事業

知的障害者の資格取得を支援し就労の促進を図るため、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携し、知的障害者を対象とした研修を開催します。

(2) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に発声訓練を行う指導者を養成します。

(3) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に、障害者がより充実した地域生活を送るための相談や助言を行うことができるよう相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を行います。

(4) 日常生活支援（オストメイト社会適応訓練事業等）

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）、音声機能障害者、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者を対象に日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る生活訓練を実施します（訓練オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者の発声訓練、視覚障害者家庭社会生活訓練、中途失明者の緊急生活訓練、ろうあ者の社会生活訓練、難聴者・中途失聴者のトータルコミュニケーション教室、盲ろう者の生活訓練）。

(5) 社会参加支援（手話通訳設置事業等）

日常生活に必要な情報の入手等が困難な障害のある人に対し、県庁や保健福祉事務所への手話通訳員の設置、字幕入り映像ライブラリーの提供、点字・声の広報等の発行、盲ろう者への通訳介助員の派遣など日常生活に必要な支援を行います。

また、情報技術を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し、一層の促進を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点として、障害者を対象としたIT講習会の開催やパソコンボランティアの養成・派遣などの支援を行います。

このほか、障害者等の社会参加を促進するため、障害者スポーツ及び芸術活動の振興に取り組むほか、障害者社会参加推進センターの設置・運営等を行います。

(6) 権利擁護支援（障害者虐待防止対策支援事業等）

障害者虐待防止対策支援事業により、障害者虐待を未然に防ぐための研修等を実施します。

また、「障害者でんわ相談室（障害者110番）」の設置による相談対応等を実施し、障害者の地域生活における自立を支援します。

第8章 障害福祉計画の達成状況の分析及び評価

本計画の達成状況については、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の項目ごとに毎年度分析及び評価を行うこととし、障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、その結果を公表することとします。

また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえつつ、本計画の達成状況についての分析及び評価の結果等を受け、必要に応じて計画の変更等の措置を講じることとします。

【参考：第3期宮城県障害福祉計画の主な目標の実績】

福祉施設の入所者の地域生活への移行者数
(単位：人，%)

	H24	H25	H26
目標値	438	553	668
実績値	406	433	
達成率	92.7	78.3	

施設入所者の削減数
(単位：人，%)

	H24	H25	H26
目標値	295	328	361
実績値	312	311	
達成率	105.8	94.8	

入院中の精神障害者の1年未満入院者の平均退院率(単位：%)

	H24	H25	H26
目標値	72.2	73.0	73.8
実績値	65.6		
達成率	90.9		

入院中の精神障害者の5年以上かつ65歳以上の退院者数(単位：人)

	H24	H25	H26
目標値	125	130	136
実績値	78	88	
達成率	62.4	67.7	

福祉施設から一般就労への移行者数
(単位：人，%)

	H24	H25	H26
目標値	144	144	144
実績値	206	205	
達成率	143.1	142.4	

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者の割合(単位：%)

	H24	H25	H26
目標値	20	20	20
実績値	7	7	
達成率	35.0	35.0	

就労継続支援事業利用者のうち就労継続支援(A型)事業利用者の割合(単位：%)

	H24	H25	H26
目標値	30	30	30
実績値	15	17	
達成率	50.0	56.7	